

令和5年12月20日に開催した「化学物質説明会」のアンケートにつきまして、ご質問がありましたので回答いたします。

(ご質問)

化学物質を少量（取扱うこと）でも対象になりますか。

(ご回答)

リスクアセスメント対象物となれば対象となります。今後、国による GHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加していきます。

(化学物質リスクアセスメントツール) もご確認ください。

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07\\_3.htm](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm)

※リスクアセスメント対象物とは、労働安全衛生法第 57 条の 3 でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質です。この化学物質は労働安全衛生法第 57 条第 1 項に規定する表示義務の対象物及び及び通知対象物のことです。

1. 労働安全衛生法施行令 別表第 9 に掲げる物

(ただし、アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン、ロジウムについては粉状のもの。)

2. 労働安全衛生法施行令 別表第 9 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、

(1) 労働安全衛生規則 別表第 2 の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物

イ. 含有量が同表の中欄に定める値である物

ロ. 四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る）

ハ. ニトログリセリンを含有する製剤その他の物を除く

(98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍化した物であって、ニトログリセリンの含有量が 1%未満のものに限る)

(2) ただし、(1) において運搬中及び貯蔵中において個体以外の状態にならず、かつ粉状にならない物を除く

(3) 上記 (2) は次のイからハのいずれかに該当するものを除く

イ. 労働安全衛生法施行令 別表第 1 に掲げる危険物

ロ. イの危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

ハ. 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生じるもの

3. 次に掲げる物 ((1) から (7))

(1) ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及

- びその塩の含有量が重量の0.1%以上1%以下であるもの
- (2) アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の1%であるもの
  - (3) 塩素化ビフェニル（別名 PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の0.1%以上1%以下であるもの
  - (4) オルトートリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトートリジン及びその塩の含有量が重量の1%であるもの
  - (5) ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の1%であるもの
  - (6) ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の0.1%以上1%以下（合金にあっては、0.1%以上3%以下）であるもの
  - (7) ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の0.1%以上0.5%以下であるもの
  - (8) ただし、(1) から (7) において運搬中及び貯蔵中において個体以外の状態にならず、かつ粉状にならない物を除く
  - (9) 上記 (8) は次のイからハのいずれかに該当するものを除く
    - イ. 労働安全衛生法施行令 別表第1に掲げる危険物
    - ロ. イの危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
    - ハ. 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生じるもの

**【関連条文】**

労働安全衛生法第57条 第1項

労働安全衛生法第57条の3 第1項

労働安全衛生法施行令第18条

労働安全衛生法施行令 別表第1

労働安全衛生法施行令 別表第3 第1号

労働安全衛生法施行令 別表第9

労働安全衛生規則第30条

労働安全衛生規則第31条

労働安全衛生規則 別表第2